

## 明石市安心の医療確保政策協議会設置要綱

## (設置)

第1条 明石市における将来を見通した地域医療を検討するため、明石市安心の医療確保政策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 協議会は、本市における地域医療確保政策の総合的な推進に関する重要事項を検討する。

## (組織)

第3条 協議会は、委員20名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 医療関係者
- (2) 行政関係者
- (3) 学識経験者
- (4) 公募による市民
- (5) その他市長が特に必要と認める者

3 協議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

## (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 専門委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

## (会長の職務等)

第5条 協議会に会長及び副会長1名を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

## (会議)

第6条 協議会は、会長が必要に応じて招集し、その会議の議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

## (部会)

第7条 協議会に専門的な重要事項を検討するための部会を置くものとする。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

- 3 部会に部会長及び副部会長1名を置き、当該部会に属する委員の互選によって定める。
- 4 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、保険・健康部地域医療課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則 (平成21年4月14日制定)

(施行期日)

- 1 この要綱は、制定の日から施行する。

(招集の特例)

- 2 この要綱の施行の日以後最初に開かれる協議会は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。